

(別紙3)

使用済小型電子機器等の再資源化の 促進に関連する環境省の取組〈参考〉

環境省では、小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく使用済小型電子機器等のリサイクルを促進するため、①ボックスやその他の備品の設置費、②住民への広報物の作成及び広報物に係る費用、③回収された使用済小型電子機器等の数量計測費用等を支援する実証事業を実施又は実施中です。

中部地方環境事務所管内における平成24、25年度の事業対象地域は、次の12市2町です。

- ・ 富山県立山町
- ・ 福井県越前市
- ・ 岐阜県可児市
- ・ 愛知県名古屋市
- ・ 愛知県瀬戸市
- ・ 愛知県稲沢市
- ・ 愛知県大治町
- ・ 福井県鯖江市
- ・ 岐阜県岐阜市
- ・ 岐阜県下呂市
- ・ 愛知県豊橋市
- ・ 愛知県犬山市
- ・ 愛知県清須市
- ・ 三重県名張市

なお、実証事業の詳細については、

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/verification.html>

を御覧ください。